

市政のここが聞きたい

9月定例会市議会は、9月7日に4人の議員が一般質問を行いました。その質問の中から、1人2質問まで要約して掲載しました。

なお、詳しい内容をお知りになりたい方は、市立図書館などで9月定例会市議会会議録（12月上旬発行予定）をご覧になるか、インターネットで検索してください。

頓宮美津子

福祉行政について

問

母子家庭対策のひとつである、経済的支援策の児童扶養手当であるが、国は各自治体へ母子家庭の自立支援の政策、計画を立てるようにとのことである。詳細は未定だが、来年4月から受給開始から5年経過した家庭に対し、支給が減額されるようである。本市はこの大変な母子家庭の状況を支援するための対策として、具体的にどのようなことを考えているのか。

答

児童扶養手当については、平成20年4月から一部支給停止措置が実施される予定である。母子家庭対策は、従来の児童扶養手当中心の経済的支援から、就業、自立に向けた総合的な支援と転換が図られることとなっている。自立が困難なケースも想定されることから、一部支給停止の対象にならないケースもある。

本市の母子自立支援策と

問

本市は、比較的岡山県の中でも災害の少ない地域かもしれないが、防災マニュアルといったものはあるのか。

防災マニュアルについて

市は、母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金事業等の実施を検討してまいりたい。

（市長職務代理者）

答

年齢にもやさしい防災マニュアルが必要ではないか。災害が少ないといっても、いつ何が起るかわからない。早いうちに、防災マニュアルを作成すべきと考えがどうか。

洪水ハザードマップについては、平成17年5月水防法の改正により、住民に対して洪水時の避難



総社市洪水ハザードマップ

問

本市の財政状況に対する市長の認識について

塩見禎章

（市長職務代理者）

市の財政状況に対する前竹内市長の認識について、副市長としての考えをお尋ねする。

前市長は、広報紙、まちづくり懇談会やいろいろな場で、本市の財政はよくない、安定軌道に入ったと市民の方々に報告されている。今まで財政は厳しいと聞かされていたのが、急にようになったのかと思われる。また、1年や2年

好転するはずがないという声も耳にする。前市長の言う、財政はよくなった、安定軌道に入ったといわれる根拠を、副市長としてどのようにとらえているのか。

答

平成18年度当初予算の編成時期において、国の三位一体改革による国庫補助金、負担金の削減、縮小や地方交付税の見直し等による大幅な財源不足を生じることが懸念されたことから、今日の財政状況を説明してきたところですが、市税の回復の兆しが見えたこと、地方交付税の減少が想定より少なかったことなど、歳入面において、安定感も見られるため、前市長は財政は安定軌道に入ったという認識をしていた。

しかし、財政状況を判断するには、単年度の決算状況ではなく、いくつかの指数を総合的に判断するものであり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、公債費による財政負担の度合いを判断する実質公債費比率などは前年より悪化をしている。今は決していいとは言っていないが、現在、行

渡邊繁雄

企業誘致に係る用地の確保について

問

今の経済情勢に多少偏りはあるが、やや全般的に景気の上向き状態にある。そういう中で、企業は自分の求める土地への進出計画をするわけであるが、本市の中で用途区域の色塗りの区域である工業専用あるいは工業、準工業の用地がどのくらい残っているのか。また、その中で、1カ所で大体最大の面積が確保できるのか。市民の多くの負託にこたえるために、長期安定的な財源確保のためには、企業を誘致し、固定資産税を支払いいただき、あるいは雇用の安定確保は本市の非常に大事な部分でもあることから、速やかに、担当課、役所を挙げての対



操業を開始した(株)紀文 岡山総社工場

答

工業専用、工業、準工業の用地は、当初の工業専用地域59・1ha、工業地域42・8ha、準工業地域32・9haとなっており、井尻野、真壁地区の工業専用地域はほぼ完了し、工業地域についても伯備線の東西の区域のうち、東側は一部残っていると

考える。

今後の企業誘致への対応については、市街化区域の早急な拡大、見直しは困難であることから、この地域以外での地区を計画的に検討しながら、用地確保をしてまいりたい。

（市長職務代理者）

大熊公平

契約について

問

水道事業に係る随意契約について、工事等の契約を含め、契約規則に定める金額を超えて随意契約をしているものがある。契約規則に違反するのではないか。

また、特定の業者のみと随意契約を行っている。公平性、透明性を確保するために慎重に行うべきと思うが、その理由があれば明快な回答をお願いする。

今回の百条委員会でも質問された随意契約の事実を把握し、上水道課の体質改善が必要と思うが、所見を聞かせていただきたい。市全体の随意契約についてはどうか。

答

水道事業に係る契約事務については、地方自治法、総社市契約条例及び同契約規則を遵守し事務を執行しており、規則違反はない。規則に定める金額を超えての契約についても、内容をチェックしてお